

全国銀行の平成9年度決算

日本銀行考査局

(目次)

1. 概況
 2. 収益の動向
 - (1) 業務純益
 - 国内業務粗利益
 - (国内資金利益)
 - (国内役務取引等利益)
 - (国内債券等関係損益)
 - 国際業務粗利益
 - 経費
 - 一般貸倒引当金
 - (2) 臨時損益・特別損益
 - 貸出金償却等
 - 株式等関係損益
 - 特別損益
 - (3) 経常利益・当期利益
 - (4) 利益処分方針
3. 自己資本比率の動向
4. 不良債権の動向
 - (1) 過去の不良債権処理
 - (2) 現在のリスク資産額
 - 自己査定結果
 - リスク管理債権
 - (3) 今後の処理のあり方
 - 不良債権の処理
 - 情報の開示

(参考) 都銀・長信・信託の10年度収益予想

- [BOX 1] 一般貸倒引当金の動向
- [BOX 2] 自己査定を踏まえた償却・引当について
- [BOX 3] リスク管理債権と自己査定による分類資産の概念比較
- [BOX 4] 日米の公表不良債権の定義について
- [BOX 5] 自己査定結果の開示状況

1. 概況（図表1）

- (1) 全国銀行¹の9年度決算をみると、業務純益²は5.4兆円と、前年度に比べ14%の減益となった。これは、8年度の信託における増益要因³の剥落が影響したことに加え、利鞘の縮小により国内資金利益が減少したことや、ジャパンプレミアムの拡大、海外業務の縮小等により国際業務粗利益が減少したためである（図表2）。

こうした中、貸出金の償却・引当等⁴は、13.3兆円（信託勘定を含む）と既往ピークの7年度にほぼ匹敵する水準となった。このような多額の貸出金償却・引当等の実施により、経常利益は5.2兆円、また当期利益も4.8兆円といずれも既往ピーク的大幅赤字となった⁵。

この間、自己資本比率をみると、リスク・アセット削減の動きに加え、昨年12月に打ち出された政府の様々な金融システム安定化策の効果もあり、多くの先で9年3月末を上回った。

- (2) バブル崩壊以降数年を経た段階で、償却・引当が7年度にほぼ並ぶ高水準となったのは、大型企業倒産の発生に加え、早期是正措置制度の導入に伴う自己査定の実施およびその結果に基づく償却・引当が開始されたことも、大きく影響している。

¹ 全国銀行（以下「全銀」）とは、都市銀行10行（以下「都銀」）、長期信用銀行3行（以下「長信」）、信託銀行7行（5年10月以降に業務を開始した信託銀行および外銀信託を除く。以下「信託」）、全国地方銀行協会加盟の地方銀行64行（以下「地銀」）、第二地方銀行協会加盟の地方銀行64行（以下「地銀」、10年1月に解散した阪和銀行は含まず）を対象とする。ただし、本稿の計数に関しては北海道拓殖銀行、徳陽シティ銀行、京都共栄銀行を除いて算出している。

² 銀行の基本的業務にかかわる成果を示す銀行固有の利益概念。「資金利益」（貸出金、預金、有価証券などの利息収支等）、「役務取引等利益」（手数料収支等）、「特定取引利益」（特定取引勘定設置行のみ。トレーディング勘定におけるデリバティブ取引等による売買損益および期末の評価損益）、「その他業務利益」（債券等関係損益、外国為替関係損益等）の合計から「貸倒引当金繰入額（一般）」と「経費・債券費」を控除したものを。

³ 具体的には、信託の特別留保金取崩益。特別留保金は、貸付信託の元本割れに備えて積み立てるもので、8年度には政令改正による繰入限度額の引下げ（元本の1,000分の30→1,000分の5）に伴って取崩益が生じた。信託では、この取崩益を貸付信託勘定の償却等に一部充当し、残る部分を信託報酬として銀行勘定の役務取引等利益に計上した。

⁴ 貸出金償却のほか、債権償却特別勘定への繰入（いわゆる引当）、共同債権買取機構への売却損・支援損、海外民間債権売却損、債権放棄等を含む。

⁵ 貸出金償却・引当等と並んで臨時損益として計上される株式等関係損益は、上場株式の評価法として原価法の採用が認められ、株式等償却による損失計上が軽減されたこと等から、益超幅が2.9兆円と前年の3倍に上った。なお、株式等関係損益は株式等売却益から株式等売却損および株式等償却を減じたもの。

今後は、引き続き適切な償却・引当の実施や情報開示の徹底に加え、担保不動産の処分等により不良債権を金融機関のバランスシートから切り離すことが重要な課題と考えられる。これにより、担保不動産の価格変動リスクが金融機関収益に大きな影響を与える可能性が排除され、バランスシート情報がより信頼できるものとなることを通じ、市場や預金者からの信認にもプラスに作用すると考えられる。また、金融機関の側も、前向きな経営戦略が描きやすくなると考えられ、不良債権の売却資金を有価証券投資や新規貸出に活用するといったポートフォリオの再構築などを通じ、収益力の改善が図られることが期待されている。

(図表 1) 9 年度決算の損益の概要 (業態別)

(単位 億円、 () 内は、前年度計数)

	9 年度					
	全銀 (注1)	都銀 (注1)	長 信	信 託	地 銀	地銀 (注1)
資 金 利 益	98,509 (101,571)	35,892 (36,755)	5,278 (5,521)	9,084 (10,687)	34,445 (34,369)	13,810 (14,238)
役務取引等利益 (注2)	10,710 (14,953)	4,044 (4,037)	1,006 (361)	2,486 (7,589)	2,784 (2,697)	390 (268)
債券等関係損益	4,788 (4,339)	3,037 (2,456)	104 (521)	85 (93)	984 (587)	786 (868)
国内業務粗利益	114,872 (121,630)	43,290 (43,529)	6,353 (6,769)	11,952 (18,266)	38,286 (37,685)	14,991 (15,381)
国際業務粗利益	18,409 (20,646)	12,894 (14,317)	1,935 (2,403)	1,866 (2,062)	1,348 (1,419)	366 (444)
経費 (除く債券費)	77,990 (77,975)	31,155 (31,369)	3,081 (3,108)	7,246 (6,937)	25,812 (25,803)	10,697 (10,759)
一般貸倒引当金繰入額 (注3)	676 (626)	1,362 (144)	195 (156)	209 (332)	159 (11)	124 (4)
業 務 純 益	54,459 (63,467)	23,659 (26,320)	5,255 (5,714)	6,780 (13,059)	13,981 (13,312)	4,784 (5,062)
貸出金償却	10,103 (10,236)	4,389 (2,267)	1,450 (464)	2,833 (5,678)	1,127 (1,467)	304 (360)
債権償却特別勘定 繰入額	85,876 (34,586)	43,553 (10,438)	9,388 (6,912)	12,141 (7,733)	13,500 (5,910)	7,293 (3,594)
共同債権買取機構への 売却損・支援損	10,571 (11,218)	7,740 (7,195)	400 (353)	1,260 (2,047)	700 (1,204)	470 (418)
債 権 放 棄 等	26,291 (19,235)	19,808 (12,489)	2,201 (1,324)	761 (2,464)	2,523 (1,636)	998 (1,324)
貸出金償却等 (注4)	133,268 (77,195)	75,174 (33,365)	13,868 (9,340)	17,224 (18,451)	17,934 (10,336)	7,067 (5,703)
株式等関係損益	29,138 (9,751)	20,303 (8,836)	2,698 (1,503)	4,537 (641)	1,699 (386)	98 (1,616)
経 常 利 益	52,114 (321)	34,822 (13)	6,614 (2,885)	4,103 (1,244)	2,415 (3,606)	4,161 (1,657)
特 別 利 益	13,455 (4,484)	7,963 (1,692)	708 (727)	2,143 (645)	1,975 (756)	666 (665)
特 別 損 失	4,319 (3,916)	1,438 (1,527)	127 (58)	901 (596)	850 (712)	1,004 (1,024)
法 人 税 等	5,482 (2,369)	1,503 (717)	16 (29)	71 (35)	3,242 (1,348)	649 (241)
当 期 利 益	48,461 (1,480)	29,800 (539)	6,049 (2,244)	2,931 (1,258)	4,532 (2,303)	5,147 (2,257)

注) 1. 都銀については北海道拓殖銀行を、地銀については、徳陽シティ銀行、京都共栄銀行を除くベース。全銀も同様。

2. 信託報酬に含まれる貸借・合同の信託2勘定における資金利益は、本来、役務取引等利益に計上されるが、この表では役務取引等利益でなく資金利益の項目に含む。

3. プラスは一般貸倒引当金の繰入、マイナスは一般貸倒引当金の取崩を示す。

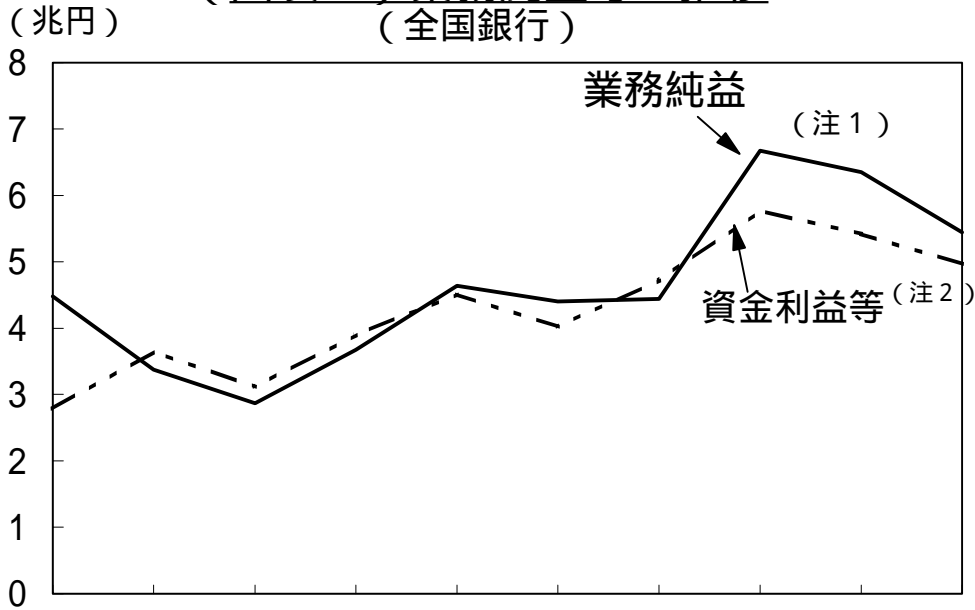
4. 銀信合算、特別段階に計上されるものも含む。

2. 収益の動向 (図表2)

(1) 業務純益⁶

9年度の業務純益は、8年度対比で14%の減少となり、7年度をピークに2年連続の減益となった。減益の要因としては、まず、信託勘定における8年度の一時的な増益要因の剥落が挙げられるが⁷、このほか、総資金粗利鞘の縮小による国内資金利益の減少や、ジャパンプレミアムの影響等による国際業務粗利益の減少が挙げられる⁸。

(図表2) 業務純益等の推移



63年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度

(注1) 7、8年度の業務純益が特に高水準なのは債券売却益の積上がり及び信託勘定における特別留保金取崩益の計上の影響。

(注2) 資金利益等は業務純益から信託勘定での特殊要因および債券等関係損益を除いたもの(業務純益 - 債券等関係損益 - <信託勘定償却額 - 特別留保金取崩益>)

⁶ 今期から全銀のうち25行(10年3月末、除く北海道拓殖銀行)において、利益項目として「特定取引利益」が設置された。従って、業務純益=資金利益+役員取引等利益+特定取引利益+その他業務利益となる。特定取引利益は、トレーディング目的の有価証券・デリバティブ取引に係る売買損益および期末時点における評価損益等を合計したものである。10年3月期の特定取引利益は、従来のバンキング勘定から移行したスワップ取引等の評価損益を一括計上する動きがみられたこともあり、個別行により振れが激しい結果となったが、全銀では1,905億円の益超となった。

⁷ 脚注3参照。

⁸ 業務純益から信託勘定での特殊要因および債券等関係損益を除いたベース(資金利益等:業務純益 - 債券等関係損益 - <信託勘定償却額 - 特別留保金取崩益>)では、9%方の減少。なお、債券等関係損益は国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却の合計。

国内業務粗利益（図表 3、4）

（国内資金利益）

9年度の国内資金利益をみると、ボリュームが伸び悩む中、総資金粗利鞘が縮小したことにより、前年度と比較して若干の減少となった。

< 資金運用面 >

9年度の国内資金運用利回りは、前年度に比べて0.3%ポイント以上低下し、戦後最低となった⁹。このうち、国内貸出金利回りの低下は、借り手企業の資金需要が低調裡に推移している中、過去の相対的に高利の貸出が、期限到来後に現在の低い金利で借り換えられているためである。もっとも、年度後半に入ると、貸出の伸びが低下する一方で、例えばスプレッド貸しで基準金利への上乗せ金利幅が上昇する傾向がみられるなど、各行では貸出資産の量的な拡大よりも、信用リスクに見合った利鞘の確保を優先する姿勢が窺われた。

一方、国内資金運用平残は、資金需要が総じて低調な中、各行とも貸出資産の拡大に慎重な姿勢をとったこと等から、前年度比ほぼ横這い（+0.0%）となった。

< 資金調達面 >

資金調達利率をみると、低金利の長期化に伴い、金利低下前に設定された預金が相対的に低利の預金に振り替わっていく効果が一巡しつつあるほか、市場性の調達利率の低下が一段落したことから、資金調達利率の低下幅は0.2%に止まった。調達利率の下げ渋りには、昨年11月以降の金融市場の混乱の影響から、多くの先で市場性調達のレート上昇を余儀なくされたことも影響している。

商品別の残高をみると、低金利継続に対応して、個人、企業の流動性選好は依然として強く、流動性預金や貯蓄預金が引き続き増加した。また長信、信託では、利付金融債や貸付信託の満期到来分を中心に他商品への振り替わりがみられている。

< スワップ収支 >

9年度中は、年度前半に金利上昇に備えたりスクヘッジの観点等から、金利スワップの固定払いポジションを拡大させる先が多かったが、市場金利が低位安定を続けたため、収支尻は前年度比悪化した。

⁹ 10年3月中間期から特定取引利益勘定が設置され、デリバティブ取引に係る受取・支払利息の一部が資金利益に計上されなくなったことが、対前年度比でみた資金運用利回りの低下に寄与している面がある。

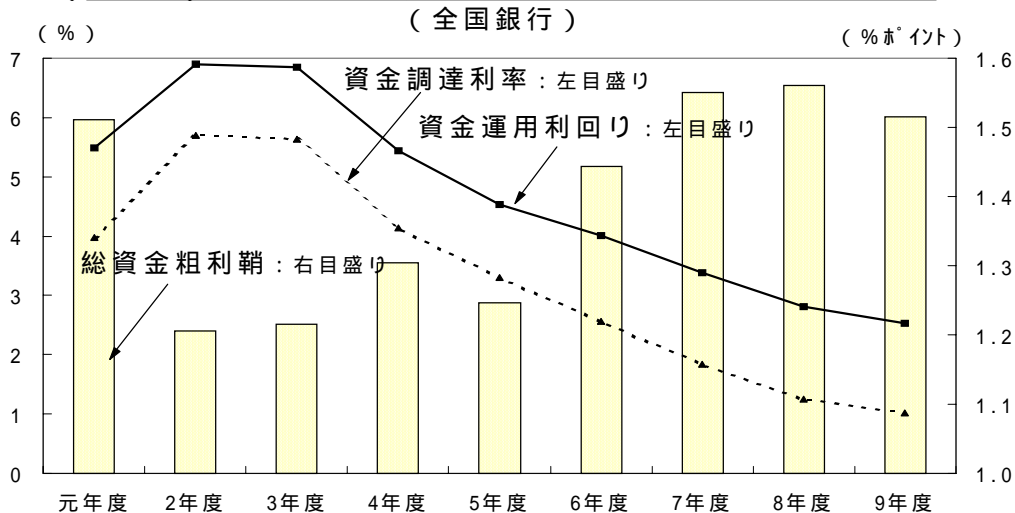
(国内役務取引等利益)

信託では、8年度に信託報酬に0.4兆円の特別留保金取崩益を計上したが、9年度にはこれが剥落したため、国内役務取引等利益は全銀全体でも大幅減少をみた。なお、信託の特別留保金取崩益の剥落要因を控除したベースでは前年を上回ったが、これは、一部行における長期貸出の期限前償還手数料の増嵩などが寄与したものである。

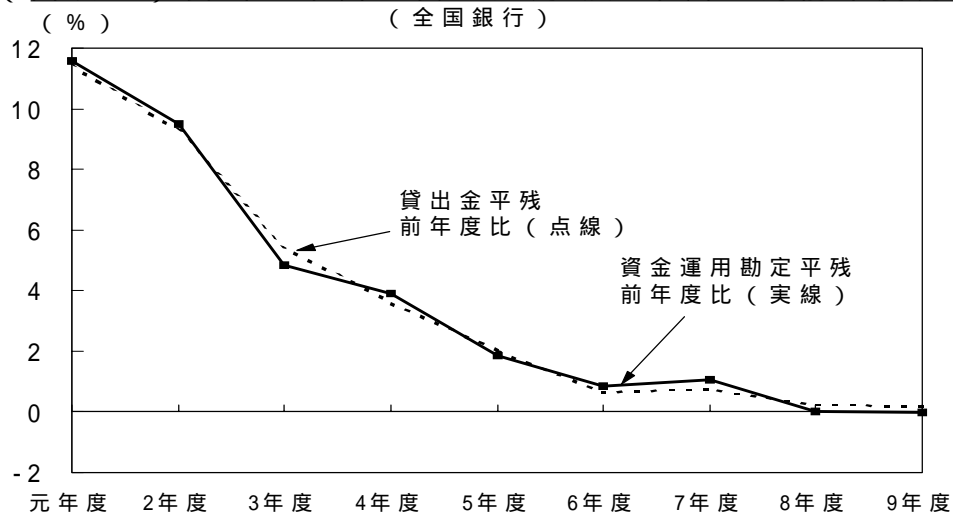
(国内債券等関係損益)

債券等関係損益は国内長期債市況が緩やかに上昇を続ける中、国債の売却益を計上した先が多数みられたことなどから、0.5兆円の益超と前年度比1割増となった。

(図表3) 総資金粗利鞘、資金運用利回り、資金調達利率の推移



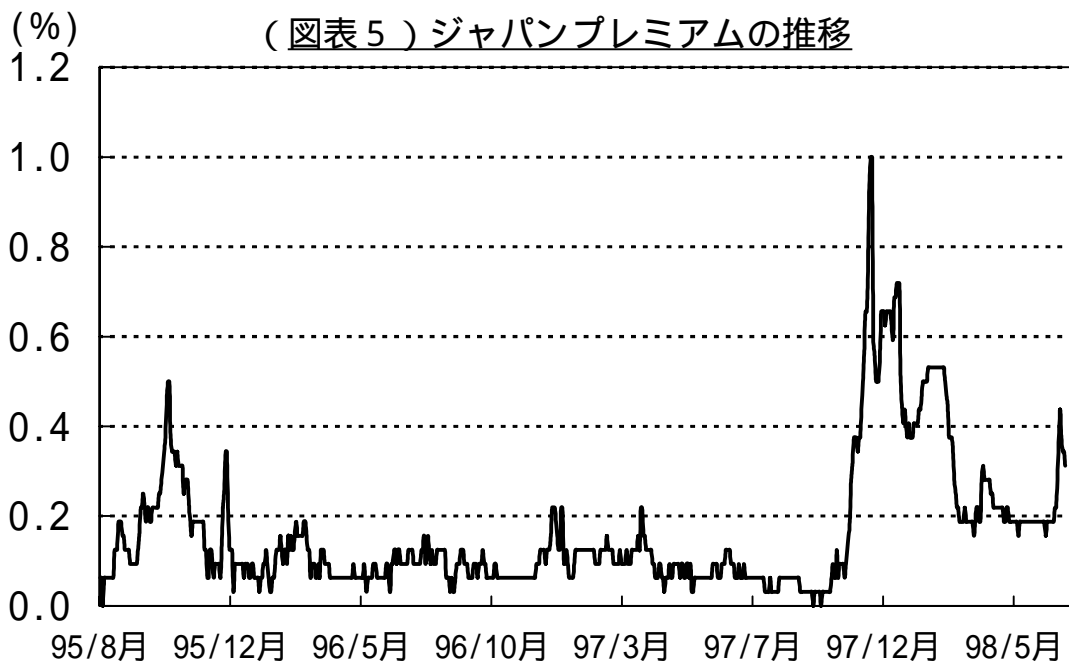
(図表4) 貸出金平残・資金運用勘定平残の対前年度比



国際業務粗利益

国際業務粗利益は前年度を1割方下回った。これは、特に下期にかけてのジャパンプレミアムの拡大(図表5)や、各行の格付け低下により資金調達コストが上昇したこと、さらに株価の一段の下落や為替円安により自己資本比率規制の制約が強まる中、国際部門の縮小や海外拠点の整理・撤退の動きがみられたこと等によるものである。もっとも、外債(米国債、ブレイディ債等)については、為替相場が円安傾向で推移する中で売却益を計上する先がみられた。

因みに、邦銀の外貨調達金利が欧米金融機関と比較して高めとなる、いわゆるジャパンプレミアムは、金融システム不安が顕現化した昨年11月頃には高水準となったが本年2月頃から縮小した¹⁰。なお、国際部門を巡る環境が厳しさを増していることを背景に、同部門の見直しに着手する動きが広範化しつつある。



(注) ジャパンプレミアムは以下の定義により算出

ジャパンプレミアム = 東京三菱銀行Libor 3ヶ月ものオフアードレート
- パークレーズ銀行Libor 3ヶ月ものオフアードレート

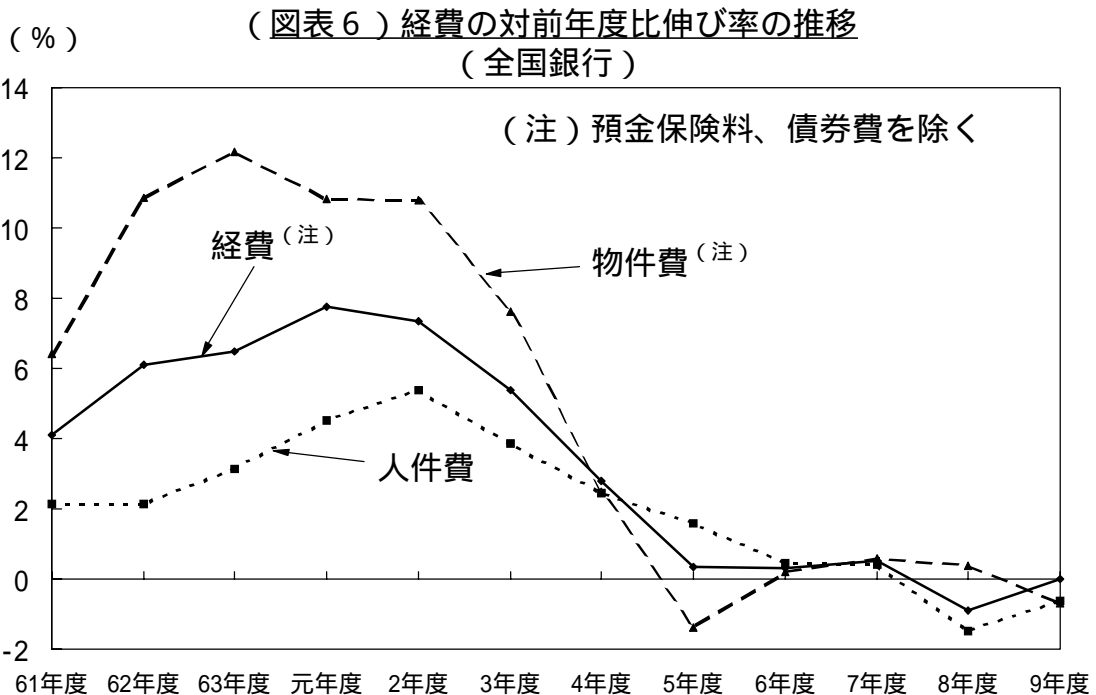
¹⁰ いわゆるジャパンプレミアムを大手金融機関のLibor3ヶ月物調達金利の差からみると、北海道拓殖銀行や山一証券などの破綻が発生した11月に急拡大し、ピークには100bp程度となった。10年2月頃以降、年度末にかけては20bp程度まで縮小しているが、8年度の水準(概ね10bp程度)と比較すると、依然高水準であった(図表5)。

経費（図表6）

経費（除く債券費）は、人件費および物件費が減少した一方、税金が消費税率引上げの影響等から大幅に増加したため、全体では前年並みとなった。

人件費減少の背景には、新規採用の抑制、出向促進、子会社への事務委託などの総人員削減が引き続き行われたことに加え、一部において思い切った賞与の削減やベア抑制など、給与水準の見直しが行われたことがある。

物件費も、いわゆる日本版ビッグバンに向けシステム関連費用等、経営戦略上の重点部門に対する投資を増加させている先や、子会社への事務委託により人件費からの振り替わりがみられる先、あるいは不動産売却に伴って不動産賃借料が増加する先などもみられたが、総じては経費節減姿勢を強化する先が多く、全体として前年度比マイナスとなった。



一般貸倒引当金（BOX1）

一般貸倒引当金については、9年度より要注意先、正常先債権の残高に対し貸倒実績率に基づき計上することとなった¹¹。この結果、通常の債権に係る引当金は若干取崩超となったが、アジア向け債権のカントリーリスクに対応して一般貸倒引当金を積み増す動きが広範にみられたため、全体としては繰入超となった。

¹¹ 従来は税法基準に基づき対象債権残高の 3/1,000 を計上する先が大半（BOX1 参照）。

(2)臨時損益・特別損益

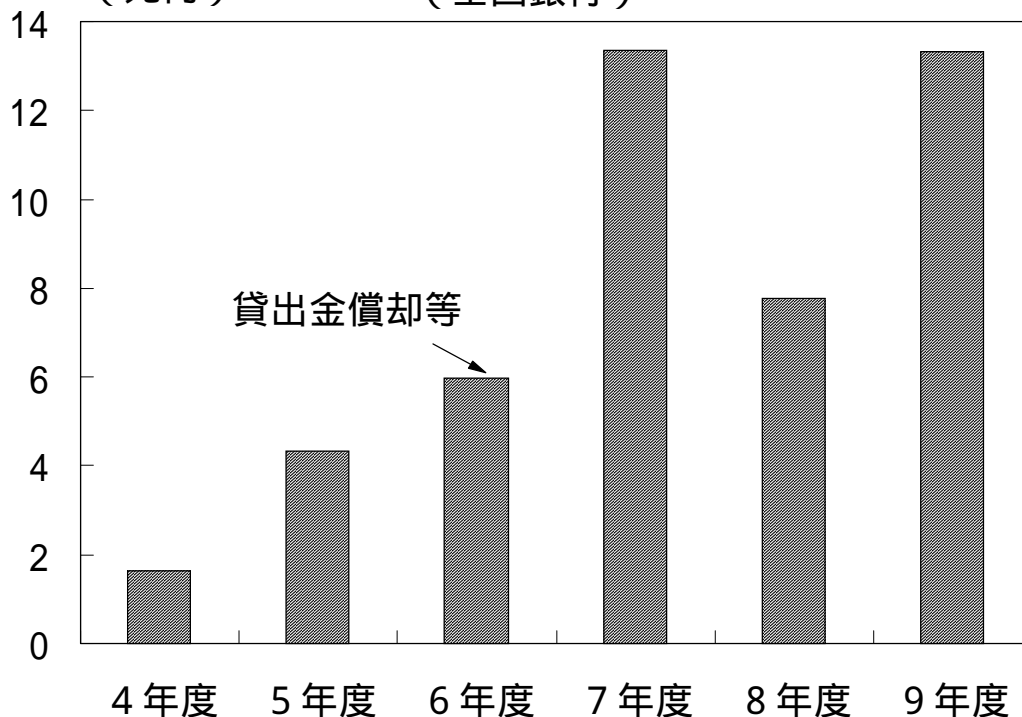
貸出金償却等（図表7、BOX2）

貸出金償却等¹²は13.3兆円（信託勘定を含む）と、既往ピークの7年度にほぼ匹敵する水準となった。これは、大型企業倒産が多発したことや、早期是正措置制度の下で、破綻懸念先債権に対する引当を多額に行ったこと等によるものである。

なお、償却・引当の対象となった債権の具体的な内容をみると、破綻懸念先への引当のほか、大型破綻に伴うものが目立っている。また、各行が関連ノンバンクの処理を進めたことによる支援損の計上も相当多額に上っている。

（図表7）貸出金償却等の推移

（兆円）（全国銀行）



株式等関係損益（図表8）

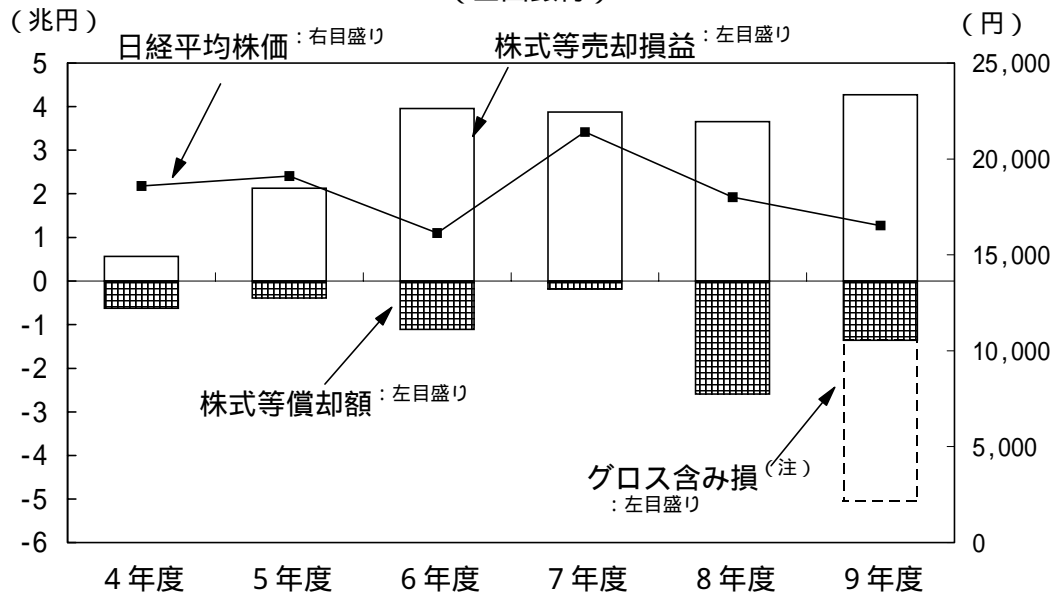
全銀の株式等関係損益は2.9兆円の益超と前年比3倍増となった。これは、不良債権処理や株式等償却の原資として、主として上期までに多額の売却益を計上した中、下期より上場株式の評価方法として原価法を採用することが認められたことから、原価法採用行を中心に、株式等償却が大幅に減

¹² 脚注4参照。

少しためである¹³。もっとも、年度後半にかけ株式市況が低迷したため、原価法採用行では、相当額の株式等含み損が発生している。

この間、政策投資株式の売切り額は3.2兆円に上り、自己資本比率向上や、価格変動リスクに晒される資産を圧縮する観点から、金融機関が保有株式の持合を解消する動きが本格化してきている。

(図表 8) 株式等償却・株式等売却損益の推移
(全国銀行)



(注) グロス含み損とは、原価法採用行において保有株式について発生する含み損額(含み益額とネットアウトする前のベース)であり、仮に低価法を採用した場合にはこれに相当する額の株式等償却が発生。

特別損益

特別損益をみると、0.9兆円の益超と前年(568億円の益超)を大きく上回る益超となった。これは、利益性引当金の廃止に伴う取崩益が特別利益に計上されたこと¹⁴や、遊休不動産や営業所用地等の売却により、不動産の処分益を計上する動きがこれまでになく多くの先でみられたためである。

¹³ 銀行局長通達「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」が一部改正され、上場株式の評価方法については、原価法による評価も採用できることとなった。原価法採用行数について業態毎の動向をみると、都銀(原価法採用行は9行中8行)、長信(同3行中2行)、信託(同7行中6行)、地銀(同62行中46行)では原価法を採用する先が多い一方、地銀(同64行中14行)では低価法を採用した先が過半を占めている。

¹⁴ 銀行局長通達「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」等の変更により、10年3月期より、利益性引当金(国債価格変動引当金、商品有価証券売買損失等引当金)が廃止され、取崩額は特別利益に計上された(取崩額は0.4兆円)。

(3) 経常利益・当期利益

経常利益、当期利益については、業務純益が低下する中、多額の貸出金償却等を計上したことから、経常利益が 5.2 兆円、当期利益が 4.8 兆円と既往最大規模の赤字を計上した。赤字先数でみても、経常赤字先、当期赤字先がともに 54 先¹⁵と全銀の 3 分の 1 を超えるなど（図表 9）、過去最高となっている。

(図表 9) 赤字先数の推移

（全国銀行、含む拓銀、徳陽シティ、京都共栄、除く阪和）

	経常利益					当期利益													
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度									
	5上	6上	7上	8上	9上	5上	6上	7上	8上	9上									
都銀計	0	0	2	0	7	0	0	1	2	10	0	0	0	1	7	0	1	2	9
長信計	0	0	0	0	3	0	0	1	0	2	0	0	0	0	3	0	1	0	2
信託計	0	0	1	1	7	0	1	1	2	3	0	0	1	1	7	0	0	2	3
都長信計	0	0	1	3	17	0	3	4	15		0	0	1	2	17	0	2	4	14
地銀計	0	0	1	0	9	0	5	1	15		0	0	0	1	9	0	5	1	16
地銀計	0	0	2	1	9	3	15	9	24		0	0	0	2	12	2	14	7	24
全銀計	0	0	1	6	35	3	23	14	54		0	0	1	5	38	2	21	12	54

(4) 利益処分方針（図表 10）

経常利益、当期利益の低迷などを映じて、大方の先で外部流出を抑制する姿勢を強めている。役員賞与は都銀、長信、信託の全行が 7 年度来 3 年連続で支給していないほか、全銀でも 7 割以上の先が、役員賞与について削減もしくは無支給を継続する方針にある。また、配当をみると、8 年度より減配する先は全銀で 16 先に上り、無配先は既往最高の 14 行にまで拡大している（うち 7 先は 8 年度から無配を継続している先）。

(図表 10) 利益処分の状況

（全国銀行）

（先）

	配当の状況					役員賞与の状況				
	増配	横這い*	減配	無配化	無配継続	増額	横這い*	削減	うち賞与なし	賞与なし継続
都銀計	0	8	1	0	0	0	0	0	0	9
長信計	0	2	1	1	0	0	0	0	0	3
信託計	4	1	1	1	1	0	0	0	0	7
地銀計	1	56	6	1	1	2	14	31	10	17
地銀計	2	48	7	4	5	1	14	25	10	22
全銀計	7	115	16	7	7	3	28	56	20	58

* 無配ないし賞与なしで横這いとなる先を除く。

¹⁵ 赤字先数には北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄を含む。

3 . 自己資本比率の動向 (図表 11)

国際統一基準適用行では、自己資本は赤字決算や有価証券の含み益減少に伴って減少したものの、リスク・アセットの大幅な減少により、自己資本比率は上昇する先が多かった。

自己資本の変動をやや詳しくみると、公的資金による優先株式等の引受け¹⁶や土地含み益(再評価差額金の45%)の自己資本への算入¹⁷といった措置が採られたものの、大幅赤字決算による内部留保の取崩しや、有価証券含み益の減少が大きく、全体では9年3月末と比較し2.9%¹⁸の減少となった。

一方、リスク・アセット等については、為替円安化が外貨建て資産の円換算額を増加させる方向に作用したものの、多額の不良債権処理が行われたこと、資金需要が低調裡に推移する中、期末にかけて資産を圧縮する動きがみられたこと、国債等リスク・ウエイトの低い資産へシフトする動きがみられたこと、さらにマーケットリスク規制の導入¹⁹に伴い、トレーディング勘定でCPを保有した先でリスク・アセット相当額が減少したこと等により、全体では7.3%の減少となった。これらの結果、自己資本比率は全先で8%以上となった。

国内基準適用先については、みどり銀行を除き、全先が4%以上となっている。

なお、海外拠点を有しないため国際統一基準行から国内基準行に移行する先は、35先に上った(先数からは北海道拓殖銀行を除く)²⁰。

¹⁶ 「金融機能の安定化のための緊急措置法」に基づき、10年3月に預金保険機構は整理回収銀行に委託するかたちで、都銀、長信、信託、地銀のうち21行に対し、優先株式、劣後特約付社債等の引受けを行った(優先株式等<計3,210億円>、劣後特約付社債等<計14,946億円>)。

¹⁷ 「土地の再評価に関する法律」に基づき、79行が土地の再評価を行い、土地再評価差額金の45%に当たる1.8兆円を自己資本比率算定上の補完的項目に算入した。

¹⁸ 自己資本比率算定上の自己資本に算入される額でみた場合。

¹⁹ マーケットリスク相当額をリスク・アセットに算入する必要がある先(全銀で21行<10年3月末>)では、トレーディング勘定に計上する資産は信用リスク規制から除外したうえ、マーケットリスク相当額を8%で除した額を信用リスク・アセットに加算して自己資本比率算出上の分母とすることとなった。その結果、CPを含む優良債については、従来の信用リスク規制の対象となっていた場合に比べ、必要となる自己資本額が減少した。

²⁰ 自己資本比率の基準を定める告示の改正により、10年3月期から、海外拠点を有しない先は、早期是正措置の発動基準となる自己資本比率として国内基準が適用されることとなった(従来は、海外拠点を有していない先でも国際統一基準を選択することが可能であった)。

(図表11) 自己資本比率の動向

(全国銀行)

(国際統一基準適用先)

(先数)

	8%未満	8%以上 8.25%未満	8.25%以上 8.5%未満	8.5%以上 9.0%未満	9.0%以上 10.0%未満	10.0% 以上	合 計
10/3月末	0	0	0	4	21	20	45
9/9月末	3	3	5	13	33	23	80

(国内基準適用先)

(先数)

	4%未満	4%以上 4.5%未満	4.5%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上	合 計
10/3月末	1	0	4	27	68	100

4 . 不良債権の動向

(1)過去の不良債権処理 (図表 12)

3 年度から 9 年度に至る全銀各行の貸出金償却等をみると、累計で 47 兆円に上っており、このうち 31 兆円については損失が確定し、バランスシートからも既に除却されている。

不良債権処理の推移をみると、貸出金償却等は 5 年度から増加した後、住専処理を行った 7 年度に既往ピークの水準に達し、自己査定結果に基づく償却・引当が開始された 9 年度も 7 年度並みの高水準となった。このような不良債権処理の推移には、ロス顕現化の度合いに加え、この間の不良債権処理に関する制度変更が影響しているものと思われる²¹。

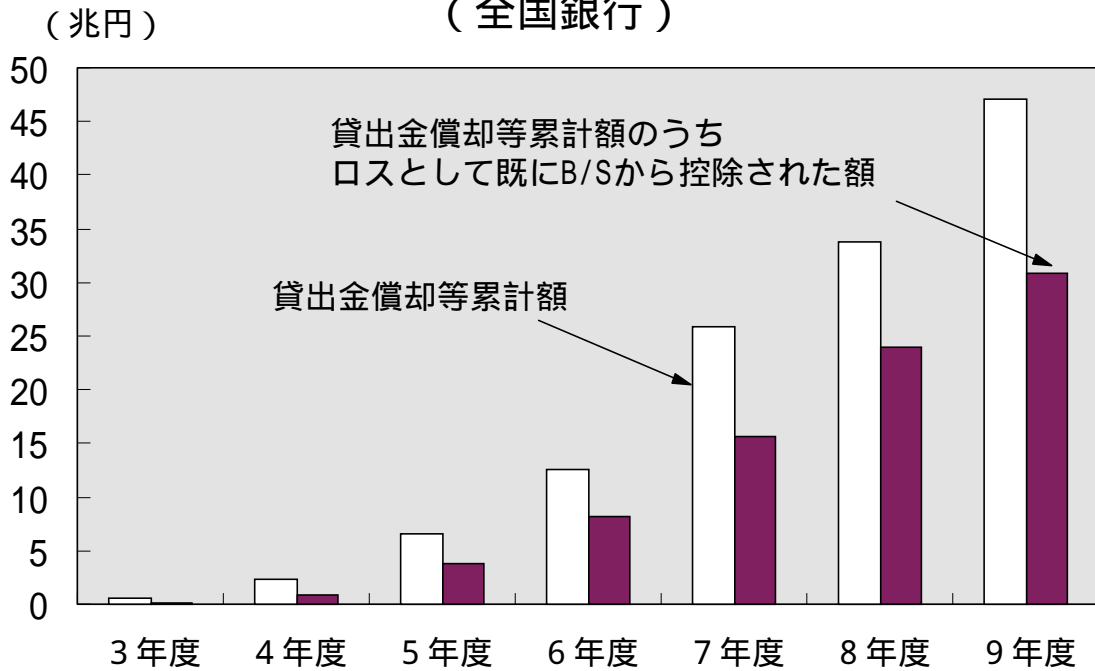
こうした不良債権処理の結果、3~9 年度の不良債権処理額 (47 兆円) は同じ期間の業務純益 (36 兆円) を上回り、不足分については有価証券の売却益の計上や、内部留保²²の取崩しによって対応した。因みに、この間の内部留保の取崩額は 11 兆円に上る²³。また、上場有価証券や不動産の含み益は不良債権処理のための原資捻出に加え、株価や不動産価格の下落もあって、相当の減少となっている (図表 13)。

²¹ 具体的には、5 年度に各金融機関から有税償却の届出があった場合には大蔵省は原則否認を行わないことを確認したこと、8 年度に「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」(いわゆる「住専処理法」)が制定され、特定住宅金融専門会社(いわゆる住専)向け債権に対する処理の枠組みを整えたこと、9 年度に自己査定結果に基づく償却・引当制度を導入し、破綻懸念先に対する貸出金にも必要額を引当てる枠組みを明確化したこと等が挙げられる。

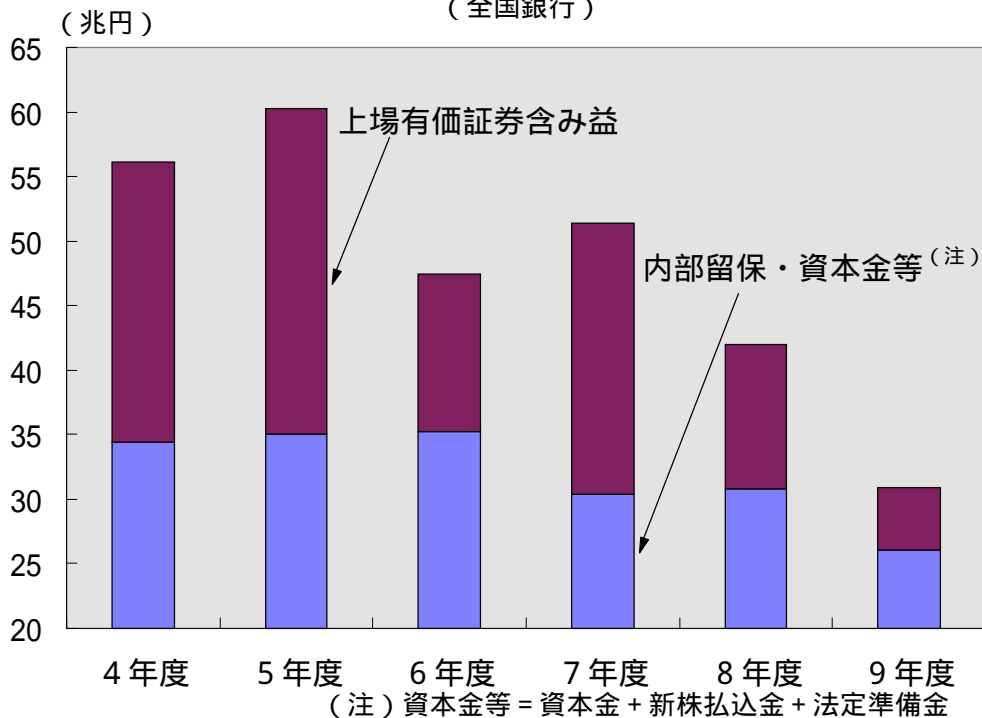
²² このほかに法人税および住民税や配当により外部流出している部分が存在。

²³ 内部留保 = 剰余金 + 一般貸倒引当金 + 特別法上の引当金 + 債権償却準備金 + 特別留保金 - 配当金 - 役員賞与

(図表12) バブル崩壊後の不良債権処理額
(全国銀行)



(図表13) 上場有価証券含み益及び内部留保・資本金等の動向
(全国銀行)



(2)現在のリスク資産額²⁴(BOX3)

残存するリスク資産額を把握する指標としては、各行の自己査定結果と、10年3月期から開示が開始されたリスク管理債権（米国SEC基準に準ずる）が挙げられる。

自己査定結果

9年度上期に自己査定の試行が行われた後、9年度下期から自己査定が開始され、それぞれ、自己査定結果の集計値が大蔵省および金融監督庁から公表された。これによると、9年度上期の自己査定試行結果（一部行を除き償却・引当前）は、
・ 分類債権額が11.4兆円であったが、9年度下期の全銀の
・ 分類債権額（償却・引当後、全銀から北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりを除く）は6.2兆円となり、約5兆円減少している²⁵。もっともこの間、9年度決算において多額の不良債権処理（13.3兆円）がなされ、
・ 分類債権の減少要因として寄与していることを勘案すると、9年度中に相当の資産が新たに
・ 分類債権となったものとみられる²⁶。

分類債権額をみると、9年度上期が65.3兆円であったが、9年度下期には65.8兆円となった²⁷。

²⁴ 「リスク資産」とは、貸倒リスクが正常な資産より高いと考えられる資産という意味で、「不良債権」という用語に代わるものとして本稿において定義。「不良債権」と呼称した場合、全て貸倒損失に繋がる資産であるとの誤解を受けやすいと考えられるため、ここでは異なる呼称を利用。

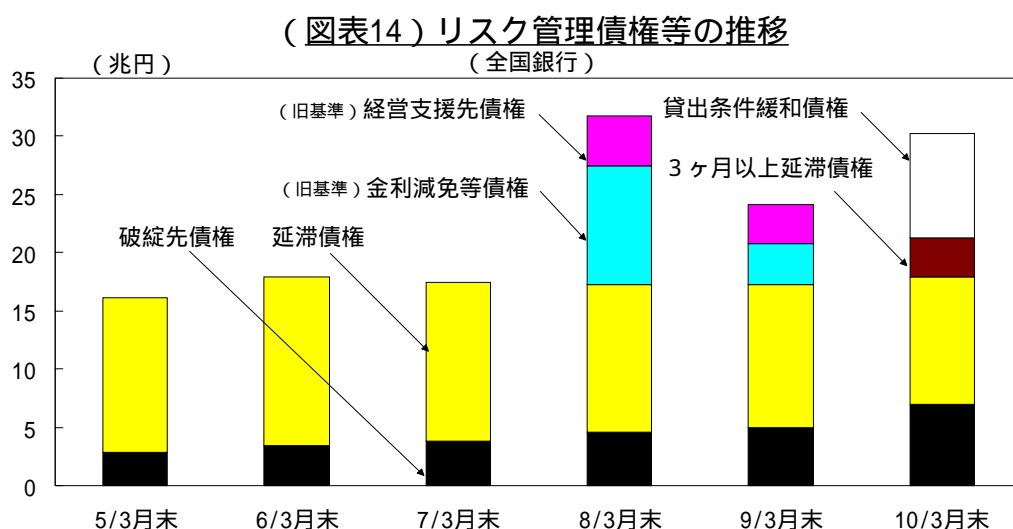
²⁵ 9年度上期の自己査定試行結果は、各行が10年4月の早期是正措置の実施に向け試行的に行っているものであるほか、平成9年3月末から9月末までのいずれかの時点を行が任意に選択して行ったものとされている。そのため、9年度上期の自己査定試行結果を9年度下期と比較する場合には、ある程度の幅をもって評価を加える必要がある。

²⁶ 9年度下期の自己査定結果をみると、
分類額 1,180 億円、
分類額 6兆 730 億円、
分類額 65兆 7,630 億円となった。なお、
分類額は、決算期末に原則として全額が償却・引当の対象となっているが、信託勘定を有する銀行については、信託勘定の決算期が銀行勘定の決算期と異なることから、10年3月末の銀行勘定の償却・引当後でも未処理の
分類債権が残存。

²⁷ 分類には、各金融機関において債権管理上注意を怠らなければ損失が発生しない債権が多数含まれている点について十分留意する必要がある。

リスク管理債権²⁸（図表 14、BOX4）

10年3月末のリスク管理債権は全銀で30兆円に達した。このうち、債権償却特別勘定に引当てられた残高（16兆円）に見合った部分は、既に損失処理済みであるとみることが可能である²⁹。なお、リスク管理債権には経営支援先に対する債権が含まれるほか、担保によりカバーされる部分が含まれているなど、その全額が必ずしも貸倒損失処理を必要とする債権ではないことに留意する必要がある。



(3) 今後の処理のあり方

不良債権の処理

金融機関のリスク資産のうち、10年3月期において回収不能と各金融機関が認定した部分（破綻先、実質破綻先に対する債権のうち分類相当分、BOX3の表参照）については、償却・引当が実施されている。このうち、担保不動産の処理が終わっていない場合には、担保処分等により不良債権を金融機関のバランスシートから切り離すことが重要な課題である³⁰。これにより、キャッシュフローの改善が見込まれるほか、担保不動産の価格変動リスクが金融機関収益に大きな影響を与え

²⁸ 破綻先債権、延滞債権（以上が米国 SEC 基準の未収利息不計上債権に対応）、3ヶ月以上延滞債権（米国 SEC 基準の90日以上延滞債権に対応）、貸出条件緩和債権（米国 SEC 基準のリストラチャード債権に対応）。

²⁹ 債権償却特別勘定はリスク管理債権見合いで引当てているものではない点について、注意しておく必要がある（BOX 2 参照）。

³⁰ 因みに、これまでに債権償却特別勘定への引当がなされたが、担保処分が終了しておらず、最終的な損失額の確定がなされていない等の理由で債権償却特別勘定としてバランスシート上に残存している不良債権は16兆円に上っている。

る可能性を排除することで、金融機関のバランスシート情報をより信頼できるものとし、市場や預金者からの信認を取り戻す効果が期待できる。

次に、回収に危険が見込まれる資産(破綻懸念先に対する債権のうち分類相当分、BOX3の表参照)については、10年3月期に必要な額が引当てられているが、引き続き適切な引当を行うことが求められる。

一方、要注意先に対する債権については、今後とも合理的に算出された貸倒実績率等の基準に基づき十分な引当措置を講じる必要がある。また、合理的な貸倒実績率の正確性、客観性をできるだけ高めるために、(イ)データベースの整備に加え、(ロ)当初想定した貸倒率と実績に乖離が生じた場合、その原因を検討したうえで、自己査定や償却・引当の基準や運用方法の見直し、さらには貸出ポートフォリオや与信管理体制の見直しを行うなど、信用リスク管理体制の充実に向け、不断の努力を行うことが求められる。

情報の開示(BOX5)

わが国金融機関に対する内外からの信認を回復するためには、金融機関が保有するリスク資産の内容および、これに対する償却・引当が適切かつ十分に行われていることについて十分な開示を進めることが重要である。

リスク資産の内容の開示に当たっては、金融機関の抱える信用リスクの状況について明確に示すことが必要となる。そのためには、リスク管理債権に加え、例えば、回収可能性を考慮した自己査定による分類債権額を開示することも一つの選択肢と考えられる。

さらに、不良債権処理等に関する経営としての考え方や判断の根拠等についても、より説得性の高いかたちで開示していく工夫が求められよう。

(参考) 都銀・長信・信託の10年度収益予想 (図表15)

都銀・長信・信託が10年3月期の決算発表時に提示した予想計数から10年度の決算見通しを展望すると、業務純益は引き続き低下する見通しにあるものの、不良債権処理負担の減少を見込む先が多く、経常利益・当期利益ともに黒字転化する見通しとなっている。

(図表15) 都銀・長信・信託の10年度収益予想

(単位：億円、()内は前年度比%、< >内は前年度実績)

	都銀・長信・信託計			
		うち都銀	うち長信	うち信託
業務純益	30,340 (15.0)	22,310 (5.7)	3,900 (25.8)	4,130 (39.1)
経常利益	11,350 < 45,538>	8,120 < 34,822>	1,320 < 6,614>	1,910 < 4,103>
当期利益	8,226 < 38,781>	5,800 < 29,800>	1,020 < 6,049>	1,406 < 2,931>

[BOX 1]

一般貸倒引当金の動向

9年度決算から自己査定に基づく償却・引当の枠組みが導入されたことに伴い、一般貸倒引当金の引当額の算出方法が変更され³¹、要注意先、正常先債権残高に対し、貸倒実績率に基づき引当を行うこととなった。

全銀における9年度末の一般貸倒引当金残高をみると、要注意先、正常先債権に対し貸倒実績率に基づいて算出された額は8年度末の残高に比べて減少しているが、アジア向け債権のカントリーリスクに対応した引当金を一般貸倒引当金として計上する動きが広範にみられたため³²、9年度末の一般貸倒引当金の残高全体では、8年度よりも3.7%積み増された³³。

個別行における一般貸倒引当金残高の動きをみると、8年度までは前年度と比較し大幅に引当金残高が増減する先は少なかったが、9年度は8年度の2倍以上に積み増す先があった一方で、8年度の1/5以下に取り崩す先もみられるなど、多くの先で引当金残高を大幅に増減させている（8年度末に比べて±10%を超える変動をみせた先は93先、図表）。

こうしたばらつきが生じたのは、一般貸倒引当金を算出する際に根拠となる、要注意先、正常先債権の残高および、要注意先、正常先債権に対応する貸倒実績率が各行毎に異なることによるものである。後者については、貸倒の発生状況が各行毎で異なるほか、貸倒実績率の算定方法や計測期間などに差があることが、その要因となっている³⁴。

³¹ 8年度までは、銀行の決算経理基準（普通銀行の業務運営に関する基本事項について）により、税法で容認される限度額を必ず繰入れることとされていた。税法上の法定繰入れ限度額は、貸金の残高に法定繰入率（法定繰入率は、銀行の場合、貸金の残高に対し3/1,000）を乗じた額か、貸金に過去3年間の平均貸倒損失率を乗じた額とされており、大半の先で法定繰入率を利用し、貸倒引当金額を算出していた。なお、貸金とは、貸出金、コールローン、買入手形、資産譲渡の対価たる未収金、役務の提供たる未収手数料、貸出金の未収利息、証取法第2条に規定する有価証券以外の有価証券で貸金に準じるものを指し、個別の償却および引当の対象とした債権は含まない。

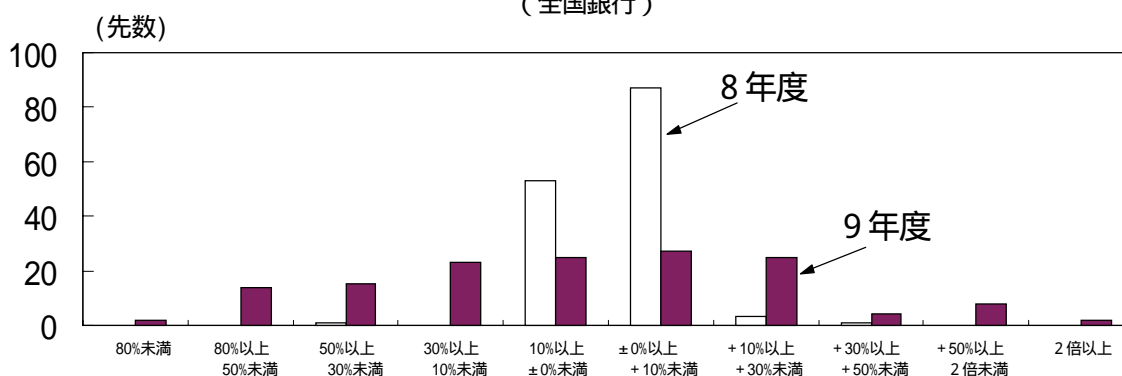
³² アジアの一部国向け債権については、要注意先、正常先といった通常の債務者区分を行わず、アジア向け債権として区分し、別途の考え方に従って引当てる先がみられた。

³³ 9年度末の一般貸倒金残高の8年度末との比較でみた増減率（+3.7%）を要因分解すると、アジア向け引当による増加要因は+8.5%、それ以外の要因が4.8%となる。

³⁴ 貸倒実績率の算定方法は様々なものが考えられるが、公認会計士協会の「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」においては、「ある期間の期首（仮に3年間の幅で推移をみる場合、該当する3年間を一つの期間とみた場合の期首）の該当する分類の債権残高を分母とし、その分母の額のうち期間内に毀損した額（貸倒償却および貸倒引当金として

今後、引当の正確性、客観性をできる限り高める観点から、各金融機関において、信用リスクに関するデータの蓄積と統計分析を一層進めることが望まれる。また、個別行により貸倒実績率が大きく異なる中、引当が適切に行われていることについて市場の信頼を確保していくには、引当対象となる資産の内容と、それに対応した貸倒実績率の合理的な算定根拠について、蓄積した統計データ等に基づきながら適切に開示することも重要な検討テーマの一つと考えられる。

(図表) 一般貸倒引当金残高の対前年度比増減率(8年度、9年度)
(全国銀行)



計上した額その他、債権売却損等の損失額を含む)を分子として計算する」という例を挙げている。各行の貸倒実績率の算定方法を比較すると、貸倒実績率の計測期間、貸倒実績率を算定する際のデータとして何を用いるか(大蔵省<金融監督庁>検査・日銀考査の査定結果、自己査定の試行結果等)、といった点などにおいて相違がみられている。

[BOX 2]

自己査定を踏まえた償却・引当について

平成 10 年 4 月より、金融機関経営の健全性を確保していくための新しい監督手法として、早期是正措置制度が導入された。当該是正措置が適正に運用されるためには、金融機関が企業会計原則等に基づき適正な償却・引当³⁵を行うことにより、資産内容の実態を反映した財務諸表を作成することが前提となる。このため、9 年度決算より金融機関は自らその有する資産を検討・分析して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合に応じて当該資産を分類区分（以下「自己査定」）し³⁶、この結果を基に償却・引当を計上している³⁷。

この自己査定と、それを前提とした償却・引当の計上に関する要点を整理すると以下の通りとなっている。

(1)自己査定

自己査定では、まず 債務者を財務状況、資金繰り、収益力等の返済能力により 5 つに区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）し、次いで 個別の貸出毎に担保や保証等の保全状況等返済可能性を勘案して 4 つに区分（ 分類、 分類、 分類、非分類）する（図表 1）。

なお、 分類は破綻先～要注意先までの債務者区分において各々生じ得るが、このうち要注意先債権の 分類（図表 1 (c)部分）と、破綻先・実質破綻先・破綻懸念先に対する債権（以下「破綻先～破綻懸念先債権」）の 分類（図表 1 (e)部分）とでは、性質が異なることに留意が必要である。

大蔵省金融検査部が公表した「資産査定について」によれば、破綻先～破綻懸念先債権における 分類相当額は、一般担保（不動産担保等）の処分による回収可能見込額等と定義付けられている。この 分類相当額は、担保評価額が

³⁵ 本 BOX においては、償却とは貸倒償却（直接償却）を、引当とは広義貸倒引当金（債権償却特別勘定、特定海外債権引当勘定および一般貸倒引当金）繰入れを意味する用語として用いている。

³⁶ 各行は「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」平成 9 年 3 月 5 日付 蔵検第 104 号（以下、「資産査定について」）の枠組みに沿って自己査定基準を作成し、自己査定を行っている。

³⁷ 実務上は「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」平成 9 年 4 月 15 日付 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号（以下、「監査ガイドライン」）に従って貸倒償却および貸倒引当金を計上している。なお、同様の内容が大蔵省銀行局通達にも規定されていたが、平成 10 年 6 月 8 日に廃止されている。

ら導かれるものであるため、担保価値が査定時点の見込額以上に下落すれば、追加的な損失が発生する（従って、担保価値の変動リスクが存在する債権といえる）。

一方、要注意先債権における 分類額は、一般担保によりカバーされているかどうかは全く考慮されていないため、その後の債務者の信用力の悪化によって 分類や 分類に変化した場合には、損失が生じ得る。

(2)自己査定と償却・引当の会計上の考え方

上記の査定結果と、償却・引当の基本的な考え方を、「資産査定について」および、「監査ガイドライン」から整理すると図表2の通りとなる³⁸。

³⁸ 各債務者区分別債権毎の償却・引当に当たっては、会計慣行や自己資本比率規制を考慮すると、以下の扱いとすることが考えられる。

破綻先・実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証等による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか又は貸倒引当金（債権償却特別勘定）として貸借対照表に計上する。

破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証等による回収が可能と認められる額を減算し、残額のうち必要額を貸借対照表に貸倒引当金（債権償却特別勘定）として計上する。

要注意先・正常先債権

債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づき貸倒引当金（一般貸倒引当金）を計上する。なお、貸倒実績率は少なくとも債務者区分毎に算出する。

(図表 1)

		分類区分				
		非分類				
債務者区分 債務者の財務状況、資金繰り、収益力等の返済能力を判定して、その状況等により区分	債	正常先	(a)	-	-	-
	務	要注意先	(b)	(c)	-	-
	者	破綻懸念先	(d)	(e)	(f)	-
	区	実質破綻先	(d)	(e)	(g)	(h)
	分	破綻先	(d)	(e)	(g)	(h)

- は、定義上生じない部分

↑
分類区分
担保や保証等の保全状況等返済可能性を勘案して詳細に区分

- (a) 正常先債権の原則として全額
- (b) 要注意先債権うちの問題債権以外の債権額のほか、問題債権額のうち優良担保の処分可能見込額及び優良保証等で保全されている部分
- (c) 要注意先債権のうちの問題債権額から優良担保の処分可能見込額及び優良保証等で保全されている部分を除いた部分
- (d) 優良担保の処分可能見込額及び優良保証等で保全されている部分
- (e) 一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分
- (f) 破綻懸念先債権額から優良担保・一般担保の処分可能見込額及び優良保証・一般保証等により保全されている部分を除いた部分
- (g) 優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額及び保証による回収の見込みが不確実な部分
- (h) 回収の見込みがない部分

(図表 2)

破綻先・実質破綻先については、債権額から回収可能見込額(担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額)を減算し、残額を償却・引当

債務者区分	引当勘定科目	債権額	
破綻先	債権償却特別勘定	+ (注)	(+ 非分類)
実質破綻先	債権償却特別勘定	+ (注)	(+ 非分類)
破綻懸念先	債権償却特別勘定	()	(+ 非分類)

(担保・保証アンカバー部分)
(担保・保証カバー部分)

破綻懸念先については、債権額から回収可能見込額を減算し、その残額のうち必要額を引当

要注意先	貸倒引当金	(+ 非分類)
正常先	貸倒引当金	(非分類)

債権額全体に対して、貸倒実績率に基づき引当

▨ 部分が償却・引当額

(注) 破綻先、実質破綻先の 分類額については、自己査定の結果、清算配当見込額等の回収可能見込額が 分類と査定されるような場合を除き、原則として償却・引当の対象となる。なお破綻先、実質破綻先の 分類額は主として一般担保の担保評価額と処分可能見込額の差額であるが、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合には分類が生じない場合もあり得る。

[BOX 3]

リスク管理債権と自己査定による分類資産の概念比較

全国銀行は、全国銀行協会連合会の定めた統一開示基準に基づき不良債権額を開示してきた。10年3月期からは開示の範囲が拡充され、米国 SEC 基準と概ね同様の定義により、リスク管理債権の開示を行うこととなった。

一方、10年4月より早期是正措置制度が導入され、各金融機関は、大蔵省の定めたガイドラインを踏まえて自己査定基準を設定したうえで、債権回収の危険性の度合いに応じて資産を分類することとなった。こうしたリスク管理債権と自己査定に基づく分類資産は、対象とする資産の範囲（リスク管理債権が貸出金のみを対象としているのに対し、自己査定対象資産には貸出金以外に有価証券、仮払金、支払承諾見返、未収利息等を含む）や分類の方法等がかなり相違している³⁹。

³⁹ リスク管理債権と自己査定による分類の定義を示すと以下の通り。

リスク管理債権

破綻先債権... 法人税個別通達の規定により未収利息を収益不計上とすることが認められている貸出金のうち、経営破綻先に対する貸出金。

延滞債権... 利息の支払が6ヵ月以上延滞している貸出金（破綻先債権と延滞債権で、米国 SEC 基準の「未収利息不計上貸出金」に相当）。

3ヵ月以上延滞債権... 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出金（米国 SEC 基準の「90日以上延滞債権」に相当）。

貸出条件緩和債権... 経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金（米国 SEC 基準の「リストラクチャード貸出金」に相当）。

自己査定（分類区分：回収の危険性の度合いによる区分）

分類... 回収不可能又は無価値と判定される資産。

分類... 最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産。

分類... 債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産。

非分類... 回収の危険性又は価値の毀損の危険性について問題のない資産。

自己査定（債務者区分：債務者の状況による区分）

破綻先... 破産、清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。

実質破綻先... 法的、形式的な経営破綻の事実は、発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見込みがたたない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。

リスク管理債権と分類資産の対応関係を貸出金を例に示すと【表】のとおりである。リスク管理債権額と分類資産額（ + + ）を比較した場合、後者の方が大きくなるのが一般的である。これは、自己査定における「要注意先」の 分類債権の対象範囲が広いことによるものである（【表】の*印の部分に相当）。

「要注意先」の 分類債権は、要注意先に対する債権について、実際に問題のある貸出金のうち、預金担保などの優良担保や優良保証でカバーされていない部分であり、不動産などの一般担保で保全されている部分を含んでいる。「要注意先」の 分類債権が多額に上るのは、債務者区分の「要注意先」に、債務の履行状況には問題はないが、業況が低調ないしは不安定で財務内容に問題がある先から、金利減免や延滞など現に債務の履行状況に問題が生じている先まで、幅広い債務者が含まれることが主因である⁴⁰。

なお、こうして得られた自己査定結果は、償却・引当等を通じて財務諸表に反映されており、当該財務諸表を会計監査人が監査を行うことにより適正性が確保される仕組みとなっている。金融機関経営の透明性を一段と向上させるとともに、市場規律による経営の自己規正効果を働かせるためにも、こうしたプロセスの適正性が十分に確保されるとともに、その結果得られた財務諸表に関連するデータや対応方針を開示するといった動きが広がっていくことが期待されている。

破綻懸念先...現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。

要注意先...貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、赤字決算等で業況が低調ないし不安定な債務者。

正常先...業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。

⁴⁰ 各金融機関は大蔵省（金融監督庁）のガイドラインを踏まえつつ、自己査定に関する基準を作成することとされている。 分類債権とは各金融機関において個別に適切なリスク管理が必要と判断された与信であり、こうした与信の選定基準は、各金融機関のリスク管理能力や貸出債権ポートフォリオの内容等により相当異なり得ることには留意する必要がある。

【表】リスク管理債権と自己査定上の分類資産の対応関係

貸 出 金 の 内 訳

	正常運転 資金等	優良担保（国債等） 優良保証（信用保証 協会・上場かつ有配会社 の正式な保証等） 債権償却特別 勘定残高	その他の担保・ 保証分 （不動産、株式等）	カバーのない分	リスク管理 債権との 対応関係	
債 務 者 区 分	正常先	非	非	非		
	要注意先	非	非	非		
				*	*	
	破綻懸念先		非	（一部）		・貸出条件 緩和債権 ・3ヵ月以上 延滞債権
	実質破綻先		非	（一部）		・延滞債権
破綻先		非	（一部）		・破綻先債権	

シャドー部分がリスク管理債権、二重線で囲んだ部分が分類資産（ + + ）に相当。

[B O X 4]

日米の公表不良債権の定義について

日本において開示対象とされているリスク管理債権は、会計制度上、日本が単体決算を前提としている一方⁴¹、米国が連結決算を前提としている点を除けば、米国SEC基準である未収利息不計上貸出金(Nonaccrual Loans)、90日以上延滞貸出金(Past Due Loans)、リストラクチャード貸出金(Restructured Loans)に概ね該当する(図表参照)。

米国SEC基準では、このほかに、潜在問題貸出金(Potential Problem Loans)についても示している。潜在問題貸出金とは、現時点において債務者の返済状況に問題はないが、債務者の履行能力について重大な懸念があり、将来的には上記の～に該当することとなる可能性があるとして判断している貸出金である。具体的な定義や開示形式等については、各行の判断によるところが大きく、主要米銀では、潜在問題貸出金に関する自行の定義を示したうえで開示を行っている。

なお、日米で共通する開示項目についても、日米の償却に関する会計上の取扱いに違いがあり(日本では、破綻先に対しても損失が確定されない場合は、バランスシート上の負債の部に貸倒引当金<債権償却特別勘定>を計上することで対応するため、リスク管理債権から当該引当額が控除されないが、米国では直接償却を行う結果、SEC基準不良債権から当該債権額が控除される)、公表不良債権残高を単純に日米間で比較することはできない点には注意を要する。

⁴¹ 企業会計審議会の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書(平成9年6月6日付)」により、平成11年4月以後開始する事業年度から、連結財務諸表制度の改革が本格的に実施される予定。

(図 表)

日米の公表不良債権の定義

	(日本)リスク管理債権	(米国)SEC基準
開示主体	銀行単体	連結
開示対象資産	貸出金(債権ベース)	同左
開示の形式	各項目毎の計数を公表	各項目の計数を合算して公表する先が多い
開示対象債権	破綻先債権	未収利息不計上貸出金(Nonaccrual Loans) 金融機関が自主的に判断し、未収利息を資産不計上とした貸出金。
	延滞債権 利息の支払が6ヶ月以上延滞している貸出金。	90日以上延滞貸出金(Past Due Loans) 元利金の返済を90日以上延滞した貸出金のうち、未収利息を資産計上している貸出金。
	3ヶ月以上延滞債権 元本または利息について3ヶ月以上延滞している貸出金。	
	貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図る事などを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金。	リストラクチャード貸出金(Restructured Loans) 債務者の財政上の困難に関連する経済的または法的理由により、債権者が債務者に何らかの譲歩を与えた貸出金。
	潜在問題貸出金(Potential Problem Loans) 現時点において債務者の返済状況に問題はないが、現時点での情報や事象に照らして、債務者の履行能力に経営者が重大な懸念を抱く貸出金(具体的な定義や開示形式は各行判断)。	

[BOX 5]

自己査定結果の開示状況

全国銀行では10年3月期決算より、全銀協統一開示基準においてリスク管理債権の開示を行うこととしたところであるが、地銀・地銀ではこれに加えて自己査定結果の一部を開示する動きがみられた。また、自己査定基準や償却・引当基準についても開示を行う先がみられた。

自己査定結果については、決算短信や記者会見資料などにおいて地銀、地銀のうち3割程度の先が何らかの開示を行っている⁴²。具体的な開示内容をみると、債権を債務者区別に分けたうえで、担保による保全状況および回収懸念額に対する債権償却特別勘定の引当状況を開示する先が多かった⁴³。

もっとも、開示対象となる債務者区分の範囲についてみると、大部分の先が破綻先、実質破綻先、破綻懸念先（債権償却特別勘定の引当対象となる貸出）に対する債権を開示対象としており、要注意先については対象としていない。

今後、金融機関が市場の信認を高めるためには、金融機関が抱える信用リスクの大きさを預金者や市場参加者に対して適切に説明する工夫が求められる。特に不良債権については、資産内容およびこれに対応した償却・引当の状況に加え、適切なプロセスを経て資産評価を行っていることを示すことが重要である。これらについての具体的な開示状況は次の通りである。

自己査定基準については、決算短信の付属資料等において、(イ)実施部署、(ロ)自己査定の対象となる資産の内容、(ハ)債務者区分を付与する基準等につき説明を加える先がみられている。

⁴² このほか、複数の銀行においてアナリストや投資家向けの企業説明会（IRミーティング）において、自己査定結果の一部を開示する動きもみられた。

⁴³ 開示内容をみると、多くの先で、不良債権処理の進捗状況を図る目安として、「回収が懸念される額」（＝貸出金等残高－担保等による保全額）に対する債権償却特別勘定の比率（引当率）を示した。この引当率は、これまで一般に不良債権処理の進捗度を示す指標として注目されてきた「公表不良債権に対する債権償却特別勘定残高の比率」に比べ、担保保全分等を勘案している点において、より適切な指標といえる。なお、これまで全銀が統一したかたちで公表不良債権に対する担保保全額（特に不動産担保分）を開示していない背景としては、(a)銀行によって担保保全額の評価基準や、処分可能額を算出するためにしばしば利用される掛け目の取扱いなどがまちまちであり、他行との比較可能性に難があること、(b)公表不良債権は一定の基準に当てはまる取引を形式的に抽出したものであるため、中には支援中の取引先なども含まれており、担保保全という回収可能性の観点は必ずしも適切ではない部分もあること、などが指摘できる。

償却・引当基準については、貸借対照表の注記において、公認会計士協会の実務指針に準拠して引当金額を決定したこと、および実務指針の概要等を説明している。このほか破綻・実質破綻先に対する債権、破綻懸念先の分類に対する引当必要額をどのように算出したかについて、記者発表用資料等で説明を行う先もみられた。